

CASBEEさいたま 評価に関する質疑応答

評価全体に関すること

質 疑	回 答
環境配慮計画書の届出は工事着手する日の21日以内となっているが、工事着手とはどの時点をさすのか。	基礎工事をする為の、土工事(根切り・山留工事)や地業工事(杭工事)に着手した時点とします。
工事完了届の提出時期は工事完了日より15日以内となっているが起点になる完了日はどのような工程か？	評価に係る工事(外構含む)の完了した日とします。
建築物環境配慮制度による現場完了検査はあるのか？	完了検査はありません。
事業計画により建築主に変更が有った場合は変更届の提出は必要か？	建築主を公表している場合は変更届の提出が必要になります。
提出している計画書から現場で変更があった場合はどうするのか？	変更内容が条例施行規則で定める軽微な変更に該当する場合は変更届の提出は必要ありません。
評価上の用途判断が困難な場合、凡例のようなものはあるか？	CASBEEの用途区分については、「CASBEE-建築(新築)評価マニュアル(2016年版)」(編集:一般社団法人日本サステナブル建築協会)に記載の表(P.7)を参考に判断してください。原則としては省エネ法上の用途に従うものとします。
複合用途建築物の評価はどのようにしたらよいのか？	「CASBEE-建築(新築)評価マニュアル(2016年版)」(編集:一般社団法人日本サステナブル建築協会)(P.10)に記載のとおり、各用途での結果を面積割合により加重平均し、結果を四捨五入した整数で入力してください。なお、LR1やLR3の自動算定については、計算書シートに各用途の数値が入力されている結果が反映されますので、面積加重平均の必要はありません。
複合用途建築物で、面積比率の小さい用途が存する場合であっても、用途ごとの評価が必要か？	建物全体の延べ床面積の2割未満の用途は主用途(他の用途区分)に含めて評価しても結構です。もちろん、省エネ法の届出用途区分に従って評価することも結構です。いずれかやりやすい方法で評価してください。
増築の場合、既存部分も評価対象となるのか。	増築部分が別棟であるものや、増築部分と既存部分が渡り廊下で繋がっていることにより同一棟となるものなど、増築部分が明確に区分できる場合については、増築部分のみが評価対象となります。この場合、増築部分の工事範囲や既存建物との中立線で仮想境界を任意に設定し、外構部分の評価が過大評価とならないような境界設定とするようご注意ください。 増築部分が明確に区分できない場合については、既存部分も含めた建物全体を評価していただく場合もございますので、予め窓口でご相談ください。
1敷地に用途不可分の複数の特定建築物がある場合、どのように評価すればよいのか。	特定建築物それぞれについて、評価してください。なお、評価対象となる特定建築物が複数あっても届出は1件としていただいで結構です。
集合住宅の共用部分とは具体的にどのような箇所が該当するのか。	集会室やエントランスホール等、当該部分の空調等を行っており、居室状に囲まれた空間については共用部分として評価対象に含めてください。共用廊下については原則として対象としませんが、当該部分の空調等を行って居室と同様と考えられる場合には、エントランスホールと同様に共用部分として含めることもあります。なお、共用部分に該当する部分がない場合には、共用部分がないものとして、共用部分に関する評価項目は全て対象外とします。

Q-1 室内環境に関すること

質 疑	回 答
工場や集合住宅の対象居室の具体を例示してほしい。	集合住宅の場合、集会室、エントランスホールなど空調や照明などQ1での評価対象となる設備等がある部分が対象となります。 工場などの場合、事務室や管理室などが対象となりますが、居室に該当する部分が建物内にはない場合には、Q1とQ2の1の全項目が対象外となります。
室内環境の評価では、居室ごとに仕様が異なるため、建物のどの部分で評価すればよいか？	原則として、建物内の代表居室を選択し、その部分に対して評価を行ってください。代表居室は建物全体の概ね過半を代表するように設定してください。代表居室が複数ある場合には、それぞれ評価し、各代表部分の床面積(集合住宅の場合には住戸数で按分)で按分し、その項目の評価結果としてください。案分した評価結果が整数とならない場合は、四捨五入した整数で評価して下さい。
1. 1 室内騒音レベル 計画時の目標値を評価することで良いか？評価方法は、添付されている参考資料に基づく評価でよいか？	目標とする騒音レベルで評価を行ってください。参考資料又は独自資料に基づく評価でかまいません(独自資料の場合は資料を添付して下さい)。
1. 2. 1 開口部遮音性能 遮音等級でT1とT2の両方を使用している場合、どう評価するのか？	代表的な居室を選定しその居室に対する評価を行うことを原則としますが、複数の等級を使用している場合は、1番低い等級で評価して下さい。
1. 2. 2 界壁遮音性能 TLDの値で評価してもよいか？	TLD(音響透過損失)の値を利用することも出来ますが、TLDは壁単体の遮音性能を評価したもので、Dr(室内音圧レベル差:音源室と測定室の間の音圧のレベル差)の値とは異なります。一般的には、Drの値のほうが音の回り込み等により4~15dB低くなります。
1. 3 吸音 共用部の評価をする際、天井の場合に仕上げ材はPBに塗装仕上げとし、天井内にグラスウールを敷き込む計画の場合は吸音効果有りと評価してもよいか？	原則的には内装材(仕上げ材)の吸音材使用の有無で評価しますが、同等の効果が期待される仕様の場合など、個別判断(協議)により評価することも可能とします。
2. 1. 1 室温 共同住宅で住戸の空調機器を居住者が設置する場合はどう評価するのか？	居住者が空調機器を設置する場合は評価対象外となります。 2. 2 湿度制御、2. 3 空調方式についても同様となります。
2. 1. 3 ゾーン別制御性 レベル4や5で評価するための判断基準は？	レベル5は40㎡程度以下のゾーニングとなっていることが必要です。 VAVは細かなゾーン毎の冷房・暖房切り替えを意味するものではないのでレベル4相当と判断されます。また、タスク・アンビエント空調はレベル4相当と認められます。
3. 1. 1 昼光率 昼光率の計算にあたり、対象居室が複数ある場合や居室が矩形でない場合の取扱いなどについて、留意事項を確認したい。	対象居室が複数ある場合には、それぞれの居室について評価し、その結果を面積案分してください。 住宅の場合には、リビングなど最も主要な居室で評価しますので、廊下やキッチンは含まない範囲で中心点を決めてください。 居室が矩形でない場合については矩形になるように適宜分割し、それぞれの部分で昼光率を算出し、各部分の面積案分により全体評価をしてください。
3. 1. 1 昼光率 室の中央での測定で評価されているが、室が大きい場合に端では暗くても評価としては問題がないか？	居室が大きい場合、実際の使用エリアに区切って評価して下さい。例えば事務所の場合には執務上の部門ごとに区切るなど仮想的な居室エリアを決め、それぞれについて評価します。居室エリアによって評価が異なる場合には、各部分の床面積で按分して最終評価としてください。

<p>3. 1. 1 昼光率 壁面の窓と天窗の両方がある場合は、各々の昼光率を合計することでよいか？</p>	<p>その通りです。単純計算してください。</p>
<p>3. 1. 2 方位別開口 バルコニーが東側や西側に向いている羊羹型の建物で、1階から最上階まで同じ平面で各タイプの住戸数が同じ場合、南側に位置している妻側住戸を評価対象として南・東両側に窓有りとして評価してよいか？</p>	<p>最も数の多い間取りの住戸を評価対象としますので、妻側住戸がこれに該当するかどうかで判断して下さい。 なお、真東、真南からそれぞれ45度の範囲内の向きにある窓は、東、南向きの開口部に該当します。 また、対象居室の広さに対して非常に小さな窓については対象になりません。</p>
<p>3. 1. 3 昼光利用設備 ハイサイドライトは評価対象になるか。</p>	<p>トップライトの他、ハイサイドライトについても評価対象となります。 なお、住宅系用途におけるトップライトの評価について最上階のみの対応については評価対象になりません。</p>
<p>3. 2. 1 昼光制御 庇も評価対象になるようだが、全ての方位で評価してよいか？ 東西面は庇では制御が難しいのでは？ また、評価対象となる庇の長さの規定はあるか。</p>	<p>東西面の庇は日射遮蔽機能として有効でない場合が多く、原則として評価対象とはなりません。カーテンなどそれ以外の制御方法で対応して下さい。 また、評価される庇の長さについては規定はありませんが、日射遮蔽機能としての有効性を確認してください。 直接光の入射が期待されない窓や開口部のない居室については評価対象外です。また、住宅については、原則として南面する主要居室(LD等)について対策の有無を評価することとしてください。</p>
<p>3. 3 照度 照明計画においてタイマー制御等により24h点灯している照明、18:00~24:00に点灯する照明、24:00~5:00まで点灯する照明と分けている場合、どの時点の評価をするか？</p>	<p>昼間時(照明点灯の一番少ない時を想定)の照度として下さい。</p>
<p>3. 4 照明制御 「照明制御版・器具」及び「端末・リモコン等」の具体を確認したい。</p>	<p>「照明制御版・器具」とは、在室者が自ら照明のON、OFFができる機能を有していることを表します。 「端末・リモコン等」とは、よりパーソナルな制御のために、リモコンや自動制御などで点灯制御できることを表します。通常のスイッチ等で1作業単位毎に制御できるのであれば、それでも構いません。</p>
<p>4. 1. 1 化学汚染物質 レベル5はF☆☆☆☆建材を使用してVOC放散量が少ない物を使用していけばよいか？ 確認方法として図面(仕上げ表)中にF☆☆☆☆製品使用と記入されていけば問題ないか？</p>	<p>図面の表記としては問題ありませんが、レベル5を評価する場合はホルムアルデヒド以外のVOCについても放散量の少ない建材を使用することとしていますので、根拠資料として厚生労働省の指定13物質についてMSDSシートなどから低VOCとしていることが示されたものやメーカーから提出されたデータ等の添付が必要となります。</p>

Q-2 サービス性能に関すること

質 疑	回 答
1. 1. 2 高度情報通信設備対応 通信配線について配管のみでも評価対象となるか？	通信回線については、使用する場所までに実際に通信線や設備が引き込まれていること必要です。空配管については評価対象になりません。
1. 1. 3 バリアフリー計画 さいたま市の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の基準を満たして(適合して)いれば、レベル4としてよいか？	官公署や店舗、共同住宅などでレベル4とするには、条例の適合だけでなくバリアフリー法の建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている必要があります。
1. 2. 1 広さ感・景観 共同住宅で界壁の上に大梁が有る場合、壁からの出が小さくてもその部分を下がり天井として評価を行うか？	大小に限らず天井に段差がある場合は平均天井高を算出するようにして下さい。 なお、共同住宅の住戸部分については居室部分についてのみ評価して下さい。また、事務所などで窓が全くない場合にはレベル1として下さい。
1. 2. 2 リフレッシュスペース レストスペースにトイレや授乳室も含めてよいか？また、自動販売機等の具体は？	多機能トイレや授乳室もレストスペースに含めて算定して下さい。なお、外構部分のリフレッシュスペースは評価対象外となります。 「自動販売機等」とはリフレッシュに有効なサービスや機能を提供するものとしての総称であり、様々な取り組みが含まれます。 テナントビルの場合、テナントが設けたリフレッシュスペースも評価対象となります。
1. 2. 3 内装計画 取組内容の根拠資料として、内観パースやカタログを添付すればよいか？	審美性(デザイン性や美しさ)は評価しないこととしていますので、取組内容を示す内観パース等に評価する取組項目に対応した説明文を記載したものを添付してください。
2. 2. 2 外壁仕上材の補修必要間隔 タイルと吹付けタイルを使用している場合、レベル2となるのか？	最も補修必要間隔が短いもので評価するので基本的にはレベル2となるが、吹付けタイルの使用場所によってはレベルが変わる場合があります。
2. 2. 3 主要内装仕上げ材の更新必要間隔 共同住宅の住戸で考えるとビニルクロス貼の下地でGL工法部分とコンクリート直貼部分、間仕切りでLGS+PB下地部分に分けることが出来るが評価する場合はどの部分で採用するのか？	複数の仕上がある場合、使用面積が大きい仕上数種類について評価し、かつ、各仕様の耐用年数(更新必要間隔)のうち最も短いものを採用して評価して下さい。 なお、ビニルクロス貼りについては、備考に10年毎貼り替えとありますが、20年(官庁営繕)として評価して構いません。
2. 2. 4 空調換気ダクトの更新必要間隔 共同住宅の場合、専有部分も評価対象になるか？ また、複数の種類がある場合には、どのように評価すべきか？	共同住宅の場合は、専有部分を含む建物全体で評価して下さい。 複数の種類がある場合、最も耐用年数が短いもので評価して下さい。平均値で評価することはできません。
2. 2. 5 空調・給排水配管の更新必要間隔 マニュアルの参考に記載されていない材料については、どのように評価すべきか？ また、複数の種類がある場合は、どのように評価すべきか？	マニュアルの参考に記載されていない材料や新たな材料が開発された場合は、メーカーに確認の上、いちばん近い材料のレベルを参考に評価して下さい。 なお、DVLP(排水用の塩ビライニング鋼管)については、塩ビライニング鋼管と同等とし、耐火二層管(FDPD)については、硬質塩化ビニル管と同等とします。 複数の種類がある場合、最も耐用年数が短いもので評価して下さい。
2. 4. 1 空調・換気設備 熱源種の分散化、二重化、バックアップについて、どの程度の取組みであれば評価できるのか？また、分散・二重化・バックアップのいずれかが行われていれば評価は可能か？	重要度が高い系統・エリアに対して機能を維持できることが確認できれば評価して構いません。
2. 4. 3 電気設備 自動火災報知設備や非常放送設備の無停電電源設備についても評価対象に含まれるか。 また、共同住宅の場合は住宅内に分電盤があるため、浸水の危険性がないものとして評価してよいか？	無停電電源設備には、自動火災報知設備や非常放送設備、中央監視設備の無停電電源設備なども含まれます。 共同住宅の場合、住戸内の分電盤のみならず共用部の受変電設備なども対象になります。受変電設備については1階に設置されることが多いと思われるので、浸水対策の有無を確認の上評価して下さい。

<p>2. 4. 5 通信・情報設備 電話局からの引き込みの2ルート化について、NTTとKDDIを利用していれば評価してよいのか？</p>	<p>NTTとKDDIを利用している場合でも、同じ引き込み回線を使用している場合には評価できません。</p>
<p>3. 1. 1 階高のゆとり 共同住宅10階建ての場合で1階～4階まで階高は3. 01m、5階～10階は2. 96mの場合の評価はどうすればよいのか？</p>	<p>階高が異なる住戸タイプ毎に評価し、その結果をそれぞれの戸数で案分して全体の評価としてください。安全側をみて、基準階の中で最も低い値を採用することでも結構です。</p>
<p>3. 3. 2 給排水管の更新性 一覧表の内容に係る評価根拠として、どのような資料を添付すればよいのか？ また、一覧表の仕様例「②この仕様のみで判断」とはどういうことか？</p>	<p>一覧表にある縦管主管、縦管主管以外、横引管、外壁取り合いについて全て評価対象となりますので、衛生設備系統図や断面図等を添付してください。 「②この仕様のみで判断」とあるのは、ユニット配管又はシステムWCがあり、それが建物の過半を占める場合には、自動的にレベル5として評価できるという意味です。システムWCの場合にはユニット配管(またはそれと同様の仕様)が施工されているものとしてレベル5の評価としています。</p>
<p>3. 3. 2 給排水管の更新性 マニュアルの表でレベル4の場合、横引き管について「自階天井内又は2重床内」となっているが、排水管については自階天井内ということはないと考えられるので、レベル4とするためには、常に2重床内設置が求められるということになるのか？</p>	<p>ご意見のとおりです。横引き管に関しては、 ・給水管は自階天井内で排水管は2重床内 ・給排水管共に2重床内のいずれかでレベル4となります。</p>
<p>3. 3. 3 電気配線の更新性 CD管やPF管を使用して配線した場合はレベル3でよいのか？</p>	<p>構造部材を痛めずに配線の更新が出来る場合は、レベル3として下さい。</p>

Q-3 室外環境(敷地内)に関すること

質 疑	回 答
1 生物環境の保全と創出 I 立地特性の把握と計画方針の設定は、立地特性の把握をすれば1ポイント評価としてよいか？	立地特性の把握のみではポイントは付きません。計画方針が設定されていても立地特性を把握していなければ、同様にポイントは付きません。
IV 緑の質の確保 1)は、近隣住民より要望があり植栽した樹木でも評価してよいか？(植栽した樹木は郷土種とは言えない場合)	自生種や郷土種、さいたま市の木(ケヤキ)や花(サクラソウ)、花木(サクラ)などを保全した場合は、評価対象となります。
V 生物環境の管理と利用 2)は、地域住民を敷地内に入れることを考えているのか？	建物利用者に対するの取組みも評価対象となります。
2 まちなみ・景観への配慮 1)の評価根拠として、どのような資料を添付すればよいか？	評価対象となる取組み例はマニュアルに記載してありますが、取組み内容を示す写真やパースなどに加えて、配慮事項に対する説明文が必要となります。
2 まちなみ・景観への配慮 2)について、中庭など建物内から見える景観についても評価対象となるか。	敷地外から見た景観を評価対象としていますので、建物内から見た景観や、建物内からしか見えない中庭や外構の取組みについては評価対象になりません。
2 まちなみ・景観への配慮 4)は、さいたま市でこの項目に該当する物(建築資材)があるのか？	埼玉県産の材料を使用した場合は、地場産材と判断して下さい。 なお、ここでは建物の外装や外構に用いられており、外部から見える形で景観に生かされている取組みが評価対象となります。
3. 1 地域性への配慮、快適性の向上 I 2)地域性のある材料の使用 2 まちなみ・景観への配慮 4)の評価と違いがあるのか？	まちなみ・景観への配慮では、外部から見える形で景観に生かされているものを評価しますが、ここでは建物躯体への地場産材の利用など外周から見えない部分について評価対象となります。また、まちなみ・景観への配慮で評価した以外の外構に使用している場合についても評価対象となります。
3. 1 地域性への配慮、快適性の向上 II 1)空間提供による地域貢献 店舗敷地内の広場について、営業時間外は閉鎖される場合にあっても評価してよいか？	ここでは主に外構や建物周りの空間提供による周辺住民への地域貢献について評価するところですので、営業時間外でも自由に住民が利用できる空間でなければ評価対象とはなりません。
3. 1 地域制への配慮、快適性の向上 II 2)施設提供による地域貢献 限定された利用者のみが使用可能なものについては評価対象になるか？	限定された利用者のみが使用可能な場合など、周辺住民等が自由に利用することが困難な取組みについては、評価対象になりません。
3. 1 地域制への配慮、快適性の向上 III 1)建物内外を連関させる豊かな中間領域の形成 具体的にどのような取組みが評価対象になるか？	建築物の内外の接点となる部分において、ゆるやかに連続する空間として設けられた中間領域により、建物外部から眺めた際の遮蔽性を弱め、連続感を高めるような工夫がされたものについて評価対象となります。
3. 1 地域制への配慮、快適性の向上 V 1)建物利用者等の参加性 施設管理スタッフは、建物利用者に含まれるか？	維持管理責任者や施設管理部門スタッフが維持管理計画を行うことについては、本来の業務ですので評価対象となりません。建物利用者については、実際に建物を利用する人が対象となります。
3. 2 敷地内温熱環境の向上 I 1) 上空の風通しについても考慮しなければならないか？	地表面レベルでの評価となりますので、上空の風通しについては対象外となります。
3. 2 敷地内温熱環境の向上 II 1) 中高木の水平投影面積と、ピロティ等の水平投影面積が重複する部分について、ダブルカウントは可能か？	中高木の水平投影面積と、ピロティ等の水平投影面積が重複する部分について、ダブルカウントは不可とします。

<p>3. 2 敷地内温熱環境の向上 Ⅲ 1) 緑被率と、中高木の水平投影面積が重複する部分について、ダブルカウントは可能か？</p>	<p>緑被率と、中高木の水平投影面積が重複する部分について、ダブルカウントできます。</p>
<p>3. 2 敷地内温熱環境の向上 Ⅲ 2) 保水性舗装と同様に遮熱性舗装材も舗装面積の除外対象となるか。また、砂利敷きは舗装面積に含まれるか？</p>	<p>保水性舗装や直射日光の当たらない舗装部分、木材など熱容量の小さな部材については、舗装面積の除外対象となりますが、遮熱性舗装材は除外対象となりません。(遮熱性舗装材は「LR3 2. 2温熱環境悪化の改善」において評価対象となるものです。) また、砂利敷きについては、コンクリートと同等と考えられるため、舗装面積に含みます。</p>
<p>3. 2 敷地内温熱環境の向上 Ⅴ 2) 共同住宅で共用部の室外機を地上に設置した場合は、ポイントは付かないのか？</p>	<p>住宅用途は地上に設置した場合でも、2ポイントとして下さい。</p>

LR-1 エネルギーに関すること

質 疑	回 答
2 自然エネルギーの直接利用 共同住宅の中廊下の両側に住戸が有る場合はレベル3の採光、通風は不可か？	中廊下側から採光・通風が確保できるような計画であれば、レベル3として下さい。

LR-2 資源・マテリアルに関すること

質 疑	回 答
2. 1 材料使用量の削減 設計基準強度 $F_c=36\text{N/mm}^2$ 以上とは、一部でも36以上の部分が有ればよいのか？ (例えば10階建てで1階～3階まで F_c36 、4階から上は F_c33 等の場合)	コンクリート強度を複数使用している場合は、重量比で過半を占めるものについて評価して下さい。 カッコ内の場合は、 F_c33 が過半の使用となるので、評価対象とはなりません。
2. 4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用 同じ品目の数で3種類の商品を使用している場合について、レベル5と評価してよいか？	品目数の数でカウントすることになりますので、同じ品目で複数の商品を使用しても1品目とカウントされます。よって、この場合はレベル3となります。 なお、品目名はマニュアルの表中の分類で確認し、評価対象となる材料の使用部位や面積、カタログ等を根拠資料として添付してください。
2. 5 持続可能な森林から産出された木材 木造でなければ評価対象外としてよいか？	木材が躯体に使用されていなくても、仕上材や下地材、造作材など、建物に使用される全ての木材が対象となります。 なお、外構に使用されているものや、什器類、作り付け以外の家具類については対象外です。
2. 6 部材の再利用可能性向上への取組み 躯体+ビニルクロス直貼りの場合、評価対象となるか？	躯体にビニルクロス直貼りの場合、接着剤を使用して貼ることとなるため、基本的には解体時の分別は困難なものとして評価対象にはなりません。
3. 1 有害物質を含まない材料の使用 分類:床仕上げ・床仕上げワックスは住戸内のフローリングも見込んでよいか？(ノンワックス商品など) また、評価の際にはどのような資料を添付すればよいか？	評価対象はワックスなので、フローリングは評価対象とはなりません。 評価の際にはMSDSを添付し、化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)の第1種、第2種指定化学物質が全く含有されていないことを示す「該当なし」と記載されていることを確認してください。ただし、MSDSシートにPRTR法に関する記載がない場合は、メーカーに問い合わせた結果を示し、添付してください。
3. 2. 1 消火剤 消火器も評価対象になると思うが、不活性ガスを使用していない場合はどう評価するのか？ また、適用条件には消火設備が全くない場合やスプリンクラーのみの場合は対象外とあるが、泡消火剤や粉末消火剤の場合は対象となるか？	本項目はガス消火設備(ガスによって消化するもの)を評価対象にしており、消火設備が水のみの場合や、泡消火剤や粉末消火剤を用いる消火設備については、評価対象外となります。 また、消火器は評価対象外ですので、消火設備が消火器のみの場合は対象外です。

LR-3 敷地外環境に関すること

質 疑	回 答
2. 1 大気汚染防止 小型ガス給湯器なども評価対象となるか？	大気汚染防止法の規制対象施設だけでなく、小型ガス給湯器など、Nox、Sox、煤塵を発生する全ての機器が対象となります。
2. 2 温熱環境悪化の改善 卓越風向が1つに絞れない場合は、どの様に評価すべきか？	卓越風向は、アメダスデータ等を用いて、夏期(6~8月)の最多頻度の風向として判断します。 直前年または5年程度の平均で、夏期における最大発生頻度の風向としますが、1つに絞れない場合は、各風向に対して評価し、最も悪くなる値を採用することとしてください。
2. 2 温熱環境悪化の改善 II 2)② ③ 夏期の卓越風向が建物の軸方向に対して多少ずれていても、建物の軸方向に近似させて計算してもよいか？	夏期の卓越風向が建物の軸方向に対してずれている場合には、最も近い軸方向に近似させて計算しても結構です。軸方向と卓越風向の向きが大きく異なる場合には、卓越風向の向きのままでも評価して下さい。
2. 2 温熱環境悪化の改善 II 3)① 緑被率と、中高木の水平投影面積が重複する部分について、ダブルカウントは可能か？	緑被率と、中高木の水平投影面積が重複する部分について、ダブルカウントできます。
2. 3. 3 交通負荷抑制 I 1)及びII 1)は、さいたま市の附置義務を満たせば評価してよいか？	附置義務条例及び設置基準を満たせば、評価対象となります。
2. 3. 4 廃棄物処理負荷抑制 II 4) 評価にあたりどのような資料を添付すればよいか？	どのような業者に何の種類の有価物を引き渡す計画であるのか確認できる資料を添付してください。
2. 3. 4 廃棄物処理負荷抑制 III 5) 評価にあたりどのような資料を添付すればよいか？	どのような種類の生ごみがどのくらい減量化・減容化あるいは堆肥化される計画なのかを示した資料及び処理装置がある場合はその仕様等がわかる資料を添付してください。 なお、ポータブル機器についても評価対象です。
2. 3. 4 廃棄物処理負荷抑制 III 6) 評価にあたりどのような資料を添付すればよいか？	減容化・減量化装置の仕様等がわかる資料を添付してください。 なお、ポータブル機器についても評価対象です。
3. 1 騒音・振動・悪臭の防止 建物が各法律及び条例の規制対象でない場合、それぞれの評価はどうするのか？	騒音については、レベル3 振動・悪臭については、対象外として下さい。
3. 2. 1 風害の抑制 事前調査や抑制対策などを行っていないとレベル1になるのか？	近隣からの要望などが無い場合は、調査や対策などを行っていない場合でもレベル3として下さい。
3. 3. 2 昼光の建物外壁による反射光(グレア)への対策 外装面にガラスをわずかしか使用していない場合は、レベル5としてよいか？	レベル5とする場合は、グレアが発生しないとする具体的根拠の提出が必要です。 なお、ガラス使用面積が直達日射がある外壁面の1/2以下である場合はシミュレーション等を行わずに特に影響がない(レベル3)との判断が可能です。1/2を超える場合はレベル3にあっても具体的根拠の提出が必要です。